

平成20年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（10月22日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	8
7番 湯 澤 清 訓 議員	8
5番 竹 田 悦 子 議員	11
管理者提出議案の上程及び説明	15
議案第13号の説明、質疑、採決	17
議案第14号の説明、質疑、採決	18
議案第15号の説明、質疑、採決	19
議案第16号の説明、質疑、採決	20
議案第17号の質疑、採決	25
議案第18号の採決	26
議員提出議案の上程及び説明	27
発議第1号の質疑、採決	28
管理者あいさつ	29
閉 会	29

埼玉中部環境保全組合告示第5号

平成20年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年10月14日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成20年10月22日(水)午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第15号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 4 議案第16号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第1号)について
- 5 議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について
- 6 議案第18号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	秋 谷	修	議 員	2 番	福 田	悟	議 員
3 番	長 嶋	貞 造	議 員	5 番	竹 田	悦 子	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
8 番	三 宮	幸 雄	議 員	9 番	大 澤	芳 秋	議 員
1 0 番	福 島	忠 夫	議 員	1 1 番	柳 谷	泉	議 員
1 2 番	岩 崎	勤	議 員	1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員
1 4 番	内 野	正 美	議 員				

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成20年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成20年10月22日（水曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第13号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第14号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第15号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第16号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第17号の質疑、採決
- 第12 議案第18号の採決
- 第13 発議第1号の質疑、採決
- 第14 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（13名）

1番	秋谷修	議員	2番	福田悟	議員
3番	長嶋貞造	議員	5番	竹田悦子	議員
6番	岡田恒雄	議員	7番	湯澤清訓	議員
8番	三宮幸雄	議員	9番	大澤芳秋	議員
10番	福島忠夫	議員	11番	柳谷泉	議員
12番	岩崎勤	議員	13番	小柳幸一郎	議員
14番	内野正美	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記	成井治久
----	------

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○大澤芳秋議長 おはようございます。

ただいまから平成20年第3回(10月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。
なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○大澤芳秋議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程について

○大澤芳秋議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承ください
いますようお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○大澤芳秋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、1番、秋谷修議員、2番、福田悟議員、3番、長嶋貞造議員を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○大澤芳秋議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る10月14日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

湯澤議会運営委員長。

○湯澤清訓議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の発言許可をいただきましたので、
日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る10月14日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程
について協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次ご説明を
申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、管理者諸報告であります。

日程第5、一般質問、質問通告者は2名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再
質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第7、議案第13号及び日程第8、議案第14号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

日程第9、議案第15号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

日程第10、議案第16号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について。

日程第11、議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について。

日程第12、議案第18号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第13、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則の提出について。

以上であります。

なお、日程第11、議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定については、代表監査委員職務代理者として岡田監査委員より、決算監査報告がございます。その後休憩をとりまして、全員協議会を開催することと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、11月に予定されております議会行政視察につきましては、日程第13、発議第1号との関連により、閉会后全員協議会を行うことと決定いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日議会終了後、大間第2期最終処分場の視察を行うことを議会運営委員会で決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

最後に、議員報酬の改定につきまして、議会運営委員会で継続的に審議することになっておりましたが、10月10日付、新井管理者から大澤議長に議員報酬等の額の改定について、改めてご依頼がございましたので、議会運営委員会で審議をし、選出議員さんの意見なども集約して、議会運営委員会で審議することといたしておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本日は昼食の用意はしないと決定させていただきました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◎会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、10月22日 本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎諸報告

○大澤芳秋議長 日程第4、諸報告を行います。

管理者から5月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日、平成20年第3回埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、本年5月定例会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成20年4月から9月までの上期の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみ2万369.52トン、粗大ごみ594.96トン、合計2万964.48トンであり、昨年度と比較いたしますと可燃ごみ106.93トンの減、粗大ごみ54.48トンの減、合計161.41トンの減でありました。

なお、ほかに小川地区衛生組合からの受託ごみ705.47トンの可燃ごみを処理しております。

次に、灰の処分につきましては、合計2,350.60トンの処分をいたしておりますが、引き続き全量をセメント原料として委託処理しております。

また、今年度のダイオキシン類調査結果につきましては、基準値は5ナノグラム以下でございますが、1号炉0.0011ナノグラム、2号炉0.00046ナノグラム、3号炉0.0030ナノグラムとなっております、それぞれ基準値を大きく下回る良好な結果であります。

次に、施設の運転管理につきましては、良好な運転管理業務を継続しており、点検整備等につきましても、現在順調に点検作業が進んでおります。

次に、第2期大間処分場のフロートバイオシステムの設置工事が6月30日に完了し、7月から順調に稼働いたしております。9月までの経過では、処理水のBODの数値は20ppm以下に処理されており、この処理水を散水して浄化をしておりますが、原水については廃止基準60ppm以下に対して50台まで下がってきており、顕著に浄化の傾向がうかがえますので、今後の推移を見守りたいと存じます。

次に、施設整備検討委員会につきましては、これまでに2度の先進地視察を含め、8回の委員会が開催されておりました、現在提言書のまとめの段階と伺っております。

また、去る6月6日に桶川市の岩崎市長が見えられ、「上尾市、桶川市、伊奈町で新しい焼却場建設に向けて協議検討を始めておりましたけれども、桶川市はその協議から脱退をし、中部環境で整備検討委員会を設置し、協議検討しているというので、ぜひお仲間に入れていただきたい」とのことでした。「施設規模につきましては、当組合では現在、今後の施設整備に向けて協議検討を施設整備検討委員会をお願いしており、同委員会の提言を尊重して進めてまいりたいと考え

ております」と申し上げております。

次に、当組合のホームページを10月1日に開設いたしましたので、ぜひ皆様方にごらんいただきたいと存じます。

結びに、今後も、より健全な財政運営に努めるとともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、諸報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 管理者の諸報告が終わりました。

◎一般質問

○大澤芳秋議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、湯澤清訓議員の質問を許可いたします。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名1、資産としてのごみについて、要旨1、地産地消—地域産業・福祉との連携を探ると。中部環境としてはなじみの薄い事柄かと思えます。まして福祉との連携となると、一体この中部環境、ごみ処理とどう関係するのだと戸惑いをお持ちの方も少なくないかと思えます。通告を受けた執行部の方々はなおさらかと思えます。

実はさきの北本市議会での一般質問でも私取り上げさせていただきました、そういう事項でございます。発端は、介護現場の人材不足にあります。それまで食の安全性や極度に低い食料自給率に大きな疑問を感じていた私は、いわば基本形である農業の地産地消に強い興味を持っておりました。その後フードマイレージの言葉にも代表されますように、単に食にとどまらず、環境との関連、そして地元雇用による産業振興との関連へと興味は発展いたしました。そして、この段階に至って福祉との連携が出てくるわけです。

一方、格差の拡大とともにサブプライムローンに端を発したアメリカを初めとする世界経済の危機。新自由主義が破綻し、福祉概念の見直し、再確認も迫られております。本来単に弱者を保護するのみでなく、この施策によって経済システム全体を守る、福祉概念の根底にはこんな意義があったはずで

す。戦後、特に日本国憲法25条の存在を考えれば、公の意義もこの福祉概念を根底に置いているわけです。高齢化や経済の低成長への突入とともに財政が優先し、福祉国家の言葉が聞かれなくなっ

てしまっています。単におぼしめしではなくて、経済全体を健全に維持するための福祉であったはずで

本主義が破綻し、資本主義そのものが問われている今、小さな政府の主張も、実は中央政府ではなくて小さな地方政府を本質とし、地方を窮地に追いやった構造改革の見直しとともに、地方でも真の自立に向け注目される手法の一つ、それが地産地消です。

それは今単に農業のみならず、地元で生産された商品を地元で購入してもらうこと、さらに地元の人を地元で雇用し、そこで得られた収入を地元で使ってもらい、地域経済に寄与する、この雇用までをも範疇に入れる段階において福祉との関連が高まるわけです。

経済との関連で福祉があるならば、その本質は雇用、就業機会を生み出すこと、雇用の地産地消は地域社会における福祉の根本となるものです。これには障害者福祉が特になじむのです。

ところで、雇用を生み出すためには生産活動、資産、富の生産が必要です。そこで、ごみ処理の出番なわけです。皆さんもご存じのとおり、以前は単に廃棄物。捨てるだけのいわばゼロないしはマイナスの存在でしかなかったごみも、環境保全の意識の高まりとともに今では立派な資産となっています。ごみが資産となったその瞬間から、地産地消、地域産業、そして福祉の新たな連携が生まれるわけです。

さて、法的制度の整備も進み、「ごみは資産」の認識も高まり、当中部環境でもその扱いや見方が大きく変わったものと思います。そこで、まずは地域産業、福祉との連携を探る前提として、資産としてのごみのこの中部環境における状況について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、湯澤議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

当組合の資源としての粗大ごみにつきましては、昭和59年度から平成17年度まで管内業者に処分の委託をしておりましたけれども、鉄価格等の高騰など状況の変化がございましたので、業者を見直いたしました結果、平成18年度から処分費を取らない業者と契約をいたしまして、倍以上の売却高となっております。

平成19年度は粗大ごみ1,232.96トンを破碎処理いたしまして、そのうち有価物といたしまして鉄類など23%の283.98トンを売却いたしまして、712万5,220円の収入がございました。アルミやコード線などは、委託会社の職員が破碎処理をする前に手作業でこれを取り出しておりまして、売却をしております。また、段ボールにつきましては14.34トン売却いたしまして、2万8,680円の収入がございました。

また、当組合で購読をしております新聞につきましては、廃品回収の際に吉見町の福祉施設に寄贈しておりまして、施設の運営費として役立てていただいております。

可燃ごみを焼却処理いたしました余熱につきましては、老人福祉センター荒川荘に蒸気を送り、

おふろに利用していただいております。

また、焼却後の灰はセメントの原料として再利用しております。当組合ではごみを処分するだけでなく、可能な限り資源の再利用及びエネルギーを回収し、これを利用すると、このようにしておるところでございます。

ご案内のとおり、今後におきましては施設の整備を計画しております。施設整備検討委員会に新しい施設の規模、ごみ処理の方式、余熱利用などについてご協議をお願いしておりますので、今後はさらなる資源及びエネルギーの活用ができるものと、このように考えております。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

2回目の質問、湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 まずは1回目のご答弁いただきまして、この間も資産を生み出すというその方向についてのこの中部環境でのご努力、また特にご答弁いただく中で、そうなのですね、これ資産化する上では現場の方の結構細かい作業とかも実はいろいろ大変でして、そういった作業に対しても心から敬意を表したいと思います。今後ともさらなる努力をお願いしたいと思います。

資産が出てまいりますと、そこに雇用の機会も生まれるわけです。1回目でも申しましたように、雇用の機会を与えること、これこそが福祉の根本であり、ここに障害者ですとか、そのほか高齢者ですね、お年寄りの方々、そういった方々との接点もあります。ぜひともご答弁にありました資源の回収及びエネルギーの回収の要所要所、そのステップの要所要所で、単に高収益を探るだけではなくて、福祉との接点はないのか。例えばこの仕事は障害者の方でもお任せできるのではないかと、そんな視点をぜひいつも持っていただきたいと思います。

特にリサイクルプラザ設立の際には、そのような場面も多く出てくると考えます。単なるごみ処理に終わらせず、すべての場面で地域産業振興、福祉との連携を探る、このような観点を持つことをぜひとも提案させていただきたいと思います。そして、ぜひこの視点につきましてご意見をお伺いいたしたいと思います。

以上です。

○大澤芳秋議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 先ほど湯澤議員さんから言われましたように、この地産地消の一般質問について事務局も大変戸惑いました。しかしながらこの案件につきまして私ども環境に携わる職員でございますが、やはり地産地消の勉強も行政としてせねばならない事案だと思ひまして、若干調べさせていただきましたので、その答弁を踏まえながら雇用の機会という回答をさせていただきます。

ご質問の地産地消につきましては、国では平成17年3月、食料・農業・農村基本計画の中で食料自給率の向上に向け、重点的に取り組むべき事項として全国展開を積極的に推進してまいりました。

埼玉県においては、平成14年8月、地産地消推進基本方針を策定し、地産地消の推進に取り組んでおります。地産地消の代表的な取り組みは、地場農産物を産地直売所、農産加工場及び学校給食などがございます。構成市町においても地域供給食材施設等を建設し、地産地消に取り組んでいると伺っております。

先ほど湯澤議員さんのご指摘をいただきました地産地消による効果は、ご提案のとおり、農業関連の効果だけでなく、雇用対策として農業以外の産業とタイアップすることができるかと伺っており、今後の組合運営に参考とさせていただきたいと考えております。

なお、地産地消の観点から雇用の機会というご質問でございますので、私どもの現状を申し上げますと、運転管理をお願いしている委託会社の職員34名中、吉見町14人、鴻巣市4人、北本市1人、計19人が管内から勤務をしているということであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 以上で湯澤議員の質問は終了いたしました。

2番目の通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 改めまして、おはようございます。日本共産党議員団の竹田悦子でございます。2008年10月定例会におきまして1件質問通告を出しておりますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、中部環境保全組合の今後について。(1) 桶川市が参加することを表明していることについて。この件については、管理者からの諸報告の中にもありました。桶川市議会では、ことしの6月議会や9月議会でも何人かの議員が、この件について一般質問でも取り上げていました。桶川市の6月議会では、我が党の議員の質問に対して、こう答えています。ごみ処理広域化の基本方針が2007年3月に出されたが、最終的には2市1町の足並みがそろわなかったため、ことしの4月21日に上尾、桶川、伊奈衛生処理検討委員会の会議の席上、桶川市が脱会の方向性を口頭で申し入れをしたそうです。5月1日文書で脱会の申し入れを行い、5月23日に協議会で承認をされたとのこと。そして、6月6日に中部環境保全組合に対し、枠組みへの申し入れをしたということが報告をされています。

桶川市議会の6月議会の会議録を読ませていただきました。この中での質問で、早い話が、これは我が党の質問の内容ですけれども、2市1町で5年間やったけれども、失敗したということで、昨年3月に出したこの基本方針、これですけれども、これは本当に絵にかいたもちになってしまったのです。これをつくるに当たりまして、実は上尾の西貝塚があと15年で耐用年数ですから、平成25年にはもう更新の時期になる。伊奈は平成27年ごろ、現有施設の処理能力が限界になってしまうのだと。こういう相手先の事情を考え、そこに乗ったと思うのだと思います。ですけれども、桶川市に処理場をつくってほしいと言われたものだから、もうさっさと抜けてしまった。2市1町、

上尾、伊奈がダメなら、今度は吉見があるさということで、今度吉見のほうで改築するらしいということで乗った。それがどこまで見通しがあるのかという質問をしています。そういう点では、今度の桶川市が表明するに当たって、これまで上尾、伊奈、桶川が努力してきたものを本当に御破算にしてしまって、今回の中部環境保全組合への申し入れだというふうに私は受けとめます。

そういう点で、ア、桶川市と正副管理者間での話し合いの経過についてどこまで合意がされているのか、今後の手続について伺います。

イ、施設検討委員会への影響について、設置場所、規模、機能等への影響について。施設整備検討委員会のメンバーの皆さんにご苦労いただき、今年度末には一定の方向が出るということです。立派なものができることを期待していますが、営々と話し合ってきた内容に今回の桶川市の参加希望が出されることにより、影響がないのかどうか伺うものです。

ウ、県が示している基準との関係での影響についての見解。埼玉県が示している一定の施設整備の補助基準として1日の処理能力を300トンとしています。現在の中部環境の処理能力は240トンですが、桶川市の1日の処理量は30トンを目標に取り組んでいるようですが、影響について伺います。

エ、中部環境保全組合の今後の影響について、オ、彩北広域清掃組合との関係には影響がないのか伺います。鴻巣市の事例にかかわりますが、行田市とともにやっている彩北広域清掃組合にも影響があるのではないかと考えますので、あわせてお答えください。

以上で壇上での質問は終わりますが、答弁いかんでは自席より再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、竹田議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

お尋ねの桶川市の件につきましては、現在の桶川市の環境センターは地元との協定により、期限が平成26年3月までとなっておりますことから、平成17年度に上尾市、伊奈町、桶川市の2市1町でゴミ処理検討会を設置し、ゴミ処理施設の更新について協議検討してきたとのございましたけれども、お話にございましたように、桶川市は本年5月にゴミ処理検討会を脱会したと伺っております。

そのため、桶川市で新しい施設を建設するのは難しいということになり、その間に当組合が施設整備検討委員会で新施設の整備に向けて協議をしていることをお知りになったとのございます。

先ほどの諸報告で申し上げましたとおり、6月6日に岩崎市長が吉見町役場においでになりまして、お話を伺いました。その際、新施設整備に際し、桶川市が参画したいという申し出がございましたが、立地に関しましては桶川市で処理することができないごみを当組合管内で処理することに

理解を得るのは困難であろうということ、施設規模につきましては現在施設整備検討委員会で検討いただいているところをございまして、今お答えできる状況にはないということをお伝えいたしました。しかしながら、桶川市からのお話につきましては、副管理者と議会にはお伝えをいたしませんと申し上げておきました。

8月25日に臨時の正副管理者会議を開催し、桶川市の意向をお伝えして理解をいただいたところをございます。

設置場所、規模、機能等への影響につきましては、施設整備検討委員会で効率のよい経済的な規模、ごみ処理方式、余熱利用の検討をお願いしておりまして、施設整備検討委員会への影響はないものと、このように考えております。なお、設置場所につきましては、今後の課題をございます。

次に、県が示している基準との関係での影響につきましては、第2次埼玉県のごみ処理広域化計画では1日当たりの処理能力は、やはりお話にございましたとおり、300トン以上が望ましいとされておりますけれども、今後慎重に研究検討すべきものと考えております。

中部環境保全組合の今後の影響について、彩北広域清掃組合との関係には影響がないのかとのお尋ねをございます。現在鴻巣市の旧吹上町のごみは彩北広域清掃組合で処理しておりますので、引き続き協議すべきものと、このように考えております。

○大澤芳秋議長 1回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 一通りお答えいただきましたので、再質問を行います。

まず、桶川市からの申し入れを6月6日に受けて、臨時の正副管理者会議を行ってお話をして理解を得たということですが、正副管理者間ではその話し合われた内容、例えば理解を得たということで何かコメントがあったのかどうかをまず1点目に伺います。

それから、施設整備検討委員会への影響はないものということのご答弁でしたけれども、ということは設置場所についても影響がないという受けとめてよいのかどうか。例えば桶川市の動向として、これは上尾、桶川、伊奈広域ごみ処理検討委員会の基本方針のタイムスケジュール、事業スケジュールを見ますと、先ほど管理者からもお答えいただきましたけれども、19年の3月、私も述べましたけれども、3月に基本方針が出され、この冊子ができたのです。そして、20年度、ことしにかけて適地調査、地元合意、用地取得が行われなければならないということだったので、その桶川では桶川につくってねというふうに言われたものだから、桶川はその設置できる条件がないということで、結局やめたということで、今までせっかくつくったこの合意を投げ捨てて、どこかということでは設置場所という点では、もう桶川では設置をしないということが一つの桶川のスタンスというか、意向だというふうには私は考えるわけですね。そういう点では、その施設整備検討委員会に影響がないということは、設置場所も影響がないというふうには私は受けとめるのですが、その受けとめの内容でよいのかどうか、確認をしておきます。

それから、彩北広域清掃組合との関係では慎重に協議していきたいと、これはまあ私どもの鴻巣の問題でもありますけれども、鴻巣市として参加する場合はやはり吹上も含めた一つの行政区として参加することが一番望ましいというふうに、私は思うのですね。そういう点でいうと、その彩北衛生組合との関係でも一定のめどができた段階で初めて桶川市のことが協議されてくるのではないかというふうに私は受けとめますが、その点で考え方のようにちょっとお考えになっておられるのか、管理者の見解をお答えいただきたいと思います。

以上です。

○大澤芳秋議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 まず最初の6月6日の件について、正副管理者会議でお伝えをしたことですが、先ほどもお答えを申し上げましたけれども、桶川市で処理することができないごみを、立地はどちらになるにいたしましても、当組合の管内で引き受けるということは難しいだろうということを申し上げたわけですね。そのことについてご理解をいただいたということ。

それから、規模等については、施設整備検討委員会で今検討をさせていただいているところでございますので、そちらの検討結果を尊重したいと。そこで答申をまとめていただいたものをいただいた段階で検討すべきものと、このように考えるということをご理解をいただいたところでございます。

それから、施設整備検討委員会の影響ということですが、桶川市さんがこちらに参入されるということに関しては、施設整備検討委員会ではそれは度外視して進めていただいているはずでございます。したがって、影響はないと、このように考えます。

それから、設置場所のことですが、設置場所につきましてはこれも今後検討し、最もよい場所に建設していかなければなりませんから、これも現在まだ検討中ということでございます。

それから、彩北清掃組合の関係でございますけれども、議員さんお話のとおり、旧吹上町のごみは鴻巣市のごみでございますから、これは中部環境としては重大な関心を持って、また責任感を持って対処していかなければならないというふうに考えております。

○大澤芳秋議長 2回目の答弁が終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 なかなか難しいごみ処理問題に、その彩北の問題もあります、さらに桶川市が絡んでくると、一層複雑になってきているなというのを感じます。その点では本当に正副管理者初め施設整備検討委員会の皆さんが、ご苦労いただいているということには敬意を表したいと思うのですけれども、その中で桶川市はこういう発言をしているのですね。

9月議会のときに、これはもう桶川市の非常に今後大きな争点にもなると思うのですけれども、誠意を持って申し入れを行っていますと。しかし、中部環境保全組合に一本にさせていただきますというようなこととございますということで、桶川とすれば1日の処理量を30トンにして、なるべく小規模にして自前で処理をしたらどうというのが、私ども桶川の市議団の方向なのですけれども、それに対して桶川市の岩崎市長は、中部環境とすれば受け入れる側ですから、中部環境の意向次第で桶川市がどういうふうになっていくかというのは影響があると思うのですけれども、この9月議会で桶川市の岩崎市長は中部環境保全組合に一本にさせていただいたと。私どもの共産党議員団の桶川市議団は、いろいろな選択肢をとにかくやったほうがいいのではないかと、受け入れる側の問題もあるから、自分たちの思いだけでやったってうまくいくわけではないのだから、いろんな選択肢をとりなさいということを経済の中では主張していますけれども、桶川市は中部環境保全組合に一本にさせていただいているというところにまた複雑な事情があるのではないかとというふうに私は思いますが、その後桶川市とは申し入れを受けた段階で、その後何かアクションがあるのかどうか。桶川市は、さっき中部環境だけよ、あなた一筋よというふうなことを言っているものですから、随分こちらとは温度差があるのではないかとというふうに今の管理者の答弁を聞いて思ったものですから、あえて質問をさせていただきましたけれども、どうなのでしょうかね伺います。

○大澤芳秋議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 基本的な、3回目につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。桶川市で自分のところで処理できないものを中部環境のほうに持ってこられても大きな問題が生じるというのが、私の基本的な受けとめ方とございまして、このことは岩崎市長にはっきり申し上げました。桶川市さんがその6月6日の後、桶川市のほうへどういうふうに動いているかということは、私のほうでは把握するすべはございませんけれども、6月6日以後市長さんから、それから事務局からも一切問い合わせもございませんし、話したいというふうな申し出もございません。したがって、6月6日に基本的な考えを申し上げたことを、このまんま桶川市では受けとめていただいていると、このように理解しております。

○大澤芳秋議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

以上で通告のありました一般質問は終了いたしました。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第13号及び議案第14号 専決処分の承認を求めることについては、地方自治法の一部改正に伴い、埼玉中部環境保全組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月11日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第15号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第7条で規定している公表の方法について、当組合ホームページの開設に伴い、規定の整備を図りたいとするものであります。

次に、議案第16号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,752万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,720万3,000円といたしたいとするものであります。

歳入につきましては、繰越金3,752万9,000円であります。歳出につきましては、総務費、総務管理費、一般管理費58万6,000円の増額、施設整備基金費5,010万5,000円の増額、衛生費1,316万2,000円の減額であります。

次に、議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定について申し上げます。歳入総額は10億6,990万1,166円で、予算現額に対し1,037万9,166円の増であります。歳入の主なものといたしましては、構成市町負担金7億3,895万3,000円、及び地方交付税分負担金1億3,683万8,000円、使用料及び手数料1億2,583万3,160円、繰入金1,966万4,000円、前年度繰越金3,705万2,544円、諸収入761万7,574円であります。

次に、歳出につきましては、支出済額10億2,737万1,473円、執行率96.97%であります。歳出の主なものは、塵芥処理費6億1,628万2,469円、公債費2億7,387万1,080円であります。

以上、概要を申し上げましたが、監査委員さんのご意見を付し、議会の認定を賜りたいとするものであります。

以上、議案第13号から議案第17号までの5議案について、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、議案第18号は人事案件であります。あわせて提案説明をさせていただきます。平成16年4月1日から当組合の監査委員としてお骨折りいただいております白津吉英監査委員の本年3月31日の任期満了に伴い、改めまして白津吉英氏を埼玉中部環境保全組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めたいとするものでございます。

白津吉英氏の経歴の概要を申し上げますと、北本市中央2—11—1にお住まいで、昭和17年8月8日生まれの方でございます。昭和36年4月1日に関東信越国税局に入局されまして、

平成6年7月に新発田税務署長、平成9年7月には西川口税務署長、平成12年7月には川越税務署長を歴任されまして、平成13年7月10日に退職されております。平成13年8月29日に税理士登録されまして、平成15年4月1日、関東信越税理士会埼玉県支部連合会綱紀監察部長（常務理事）に就任され、平成16年4月1日から当組合監査委員としてご尽力を賜っております。平成19年4月には関東信越税理士会副会長となられ、現在ご活躍なされております。

以上、白津吉英氏の経歴の概要をご紹介させていただきましたが、経歴、人格とも監査委員に適任の方と存じますので、ご同意をいただきたくお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○大澤芳秋議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第13号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第7、議案第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法の一部改正が6月18日に公布され、9月1日の施行に伴い、議会議員の報酬の支給日までに議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定の整備が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月11日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。引用条項及び語句の整備であります。題名中「報酬」を「議員報酬」に改め、第1条中「第203条第5項」を「第203条」に、「埼玉中部環境保全組合議会議員の報酬」を「埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬」に改め、第2条の見出しを「(議員報酬)」に改め、第2条第1項、第3条第1項から第4項及び第5条第2項中の「報酬」を「議員報酬」に改めたものであります。

この案件は、鴻巣市、北本市、吉見町は9月議会で議決されており、埼玉県央広域事務組合、北本地区衛生組合では専決処分をしております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第8、議案第14号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第14号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案も、地方自治法の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定の整備が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、9月11日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

3枚めくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。引用条項の整備であります。第1条中「第203条第5項」を「第203条の2」に改めたものであります。

この案件も鴻巣市、北本市、吉見町は9月議会で議決されており、埼玉県央広域事務組合、北本地区衛生組合では専決処分をしております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第9、議案第15号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第15号 埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

人事行政の運営等の状況の公表は、広報紙に掲載する方法で行ってまいりました。管理者諸報告にもございましたが、当組合のホームページを10月1日に開設いたしましたので、第7条の公表の方法について整備を図りたいとするものであります。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。「第7条、前条の公表は、組合の広報紙に掲載する方法で行う。」を「第7条、前条の公表は、次に掲げる方法で行う。1号、埼玉中部環境保全組合の広報紙に掲載する方法。2号、インターネットを利用して閲覧に供する方法。」に改め、人事行政の運営等の状況を多くの方々にごらんいただけるようにいたしたいとするものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第10、議案第16号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

原事務局長。

○原 勇事務局長 議案第16号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,752万9,000円を追加し、予算の総額を10億7,720万3,000円といたしたいとするものであります。

事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。歳入の5款繰越金は、繰越金の確定により3,752万9,000円を追加し、4,252万9,000円といたしたいとするものであります。

歳出についてご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費、4節共済費は、掛け率の変更に伴い職員共済組合負担金を20万4,000円、公務災害補償基金負担金を8,000円増額いたしたいとするものであります。

13節委託料は、条例改正などの更新データ作成費であり、件数の増加により34万2,000円増額いたしたいとするものであります。

14節使用料及び賃借料は、ホームページのサーバー借上料、10月から3月までの6カ月分を3万2,000円補正いたしたいとするものであります。

3目施設整備基金費、25節積立金は、5,010万5,000円を施設整備基金に積み立てをし、施設整備の財源にいたしたいとするものであります。なお、施設整備基金は、平成19年度末5億2,961万514円

であります。

3款衛生費、1目清掃総務費、4節共済費、職員共済組合負担金は、掛け率の変更に伴い10万4,000円増額いたしたいとするものであります。

2目塵芥処理費、15節工事請負費は、大間第2期最終処分場のフロートバイオシステムの設置工事を当初予算で6,500万計上しておりましたが、屋根の設置を取りやめるなど不要な部分を見直しをし、また鴻巣市の工事課に見積もりを精査していただき、経費削減に努めた結果、5,173万3,500円で契約ができましたので、1,326万6,000円減額するものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 2点質問をいたします。

まず1点目ですが、ホームページのサーバー借上料3万2,000円の増額補正ですが、私も中部環境保全組合のホームページを早目に開設したらどうかということで質問もさせていただいたものですから、アクセスしてみました。キッズページ、子供たちの質問に答えるという点では、この点では私も工夫されているなというふうに思いましたけれども、実際にホームページが10月1日から開設されてどのくらいのアクセス件数があったのか、まず伺います。

それから、2点目が会議録ですが、中部環境保全組合の会議録は18年の第3回の10月議会から会議録が検索できるようになっていますけれども、今施設整備検討委員会でいろいろな今後の施設についてこうするのだという原本になったのが、平成15年の3月に出されたリサイクルプラザのあれも一定の一つのベースになっているというふうにお答えになっていますので、会議録の検索をそういう点では経過をたどってできるようにしたらいいのではないかとというふうに私は考えるわけですね。そんなのでは、この会議録の検索をさかのぼってできるようなその追加のページをつくったらどうかと考えますが、この点ではどうお考えなのかを伺っておきます。

それから、2点目が塵芥処理費の大間の第2期最終処分場の問題で、これも私ずっと大間の最終処分場の問題では自然にBODとかCODとかCCEがやっていたら半永久的ではないのという質問をさせていただいてから、事務局も努力をしていただいて、今回のフロートバイオシステムにたどり着いて、出ている数値が非常に望ましい数値になってきているというふうなお答えでしたけれども、その中で1,326万6,000円、約2割減ですよ。非常に大きくて、それは鴻巣の工事課に工事の設計見積もりですか、実施設計の見積もりをとっていただいたりとか、屋根を取りつけなくてもよくして1,300万円余が経費削減になったというのですけれども、そこに至る問題意識、どういう経過でそういう問題意識になったのかどうかを伺っておきます。

以上です。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 1点目のホームページのアクセス件数でございますが、先ほど管理者からもご報告ございました10月1日に開設したということで、竹田議員さんまことに申しわけございません、件数は今現在では掌握してございません。私どもが調べて職員に話しているという状況だけで、特に件数を調べてありませんので、申しわけございません。

それから、2点目の会議録の検索を継続的にしたらよいかということでございますが、この案件につきましては、鋭意努力して対応してまいりたいと考えております。

それから、3点目の大間処分場の関係でございます。懸案事項でありました大間処分場のフロートバイオシステムの設置に伴い、大きな成果が出ているという先ほど管理者からもご報告がございました。毎年3,000万ほどの費用をかけて処分の水抜きをやっておりましたが、ここの数値も管理者のご報告がございましたが、基準値を下回っている現状でございます。

この案件についての喜びと反面、当初6,500万円の予算計上させていただきました。屋根つきすべてセットで積算したところ6,500万はかかるということで議会のご承認を経て当初予算で計上させていただきましたが、昭和61年にご案内のとおり鴻巣市、北本市、吉見町で今後のごみ処理行政等についての市長同士の協定がございました。その中で鴻巣市は最終処分場、北本市はし尿、ごみは吉見町が担当するという、その当時の北本市長さん、大護市長さんだと思います、鴻巣が島田市長さん、木村吉見町町長さんと3人で協定した経緯がございます。よって、私どもが鴻巣市さんの環境リサイクル課にまずご相談しました。最終処分場の観点から申し上げて、相談していただきたいということで申し上げたところ、いや、鴻巣の工事課に専門の方がいるから、その方にその見積もり等を精査してもらうように手続はとるよということをお願いいただき、本当に鴻巣市さんにはこの案件については感謝しておるところでございます。第1回目の見積もりが5,700万だと、屋根等を取って5,700という見積もりが出ました。その後、先ほども申し上げましたように、工事課にお願いいたしましたところ、税込みで5,173万の契約ができたということで、約600万弱の経費削減ができたということでございます。

以上が大間処分場の経過でございます。よろしくお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ホームページのアクセスの問題ですけれども、私も鴻巣市のホームページをよくアクセスするのですけれども、あなたは何件目の来客者数ですよということで鴻巣市も結構ホームページのアクセスがあつて、今20万件超えているのですよね。というところで、あなたは何件目ですよということで、自分で更新するときも当然アクセスしますから、来客者数に入るのですけれども、なぜ伺ったかということ、中部環境保全組合のこのホームページをアクセスしたときに、あなたは何件目ですよというふうにならなかつたものですか、あえてお聞かせいただいたのですけれども、ようこそ中部環境保全組合のホームページにというところがあると、アクセスしてもいいかなと、ようこそというふうな部分があるといいかなというふうにならなかつたもので

すから聞かせていただきましたので、今後ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、フロートバイオシステムの設置工事については、そういう点では鴻巣の環境課が努力をして工事課にやってもらって約1,300万ですから、非常に大きいと思うのですけれども、それに対して業者は、では逆に言えば業者の見積もりは何だったのというふうになるのですけれども、業者の抵抗とかそういうのはなかったのかどうか、ちょっと確認をしておきます。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 業者の抵抗はございました。なぜかと申しますと、この一つのフロートバイオシステムの導入に対しては、建設業者だけではなく、コンサルタント、3企業体でやっています。しかしながら、私どもがいろいろ工事課さんから指導いただいたものを交渉をしました。1回ではこの金額にはなりませんでした。しかしながら、るる交渉していくに当たって、契約会社も折れたと、この金額以上はできないというような見解に至っていますので、決してフロートバイオシステムの導入が利潤を追求する企業体にとってはもうからない事業だと。ただ、このフロートバイオシステムが中部環境が全国初でやると、この状況を先ほど管理者も申し上げましたけれども、手をこまねているのではなくて、一つの手段をとって導入したわけですから、よりよい結果が出ると私ども確信していますし、早く廃止ができるものと確信しておりますので、その辺も訴えます。業者のほうを理解していただいたということでございます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、1つちょっとお願いをしておきますが、向こうの業者もこういう工事を試作的にやってみてうまくいったので、全国初のあれですから、向こうにとればいい宣伝の効果になると思うのですけれども、逆に言えば1,300万ですからね、決して安くはない工事を引き下げたということでは、今後よく見ていただきたいのは安かろう悪かろうにならないように、どこかで必ずそういう点ではどこかで手を抜かなければ費用単価の面でどうなのかというふうに私は受けとめますので、安かろう悪かろうにならないように、ぜひ注視していただくことをお願いしておきますが、ちょっと見解をお答えください。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 竹田議員さんのご指摘のとおりだと思います。私どもいろいろプラントの事業を修繕させていただいております。委託もお願いしております。塵芥処理費では約6億、7億の事業費を運営費としてかけております。その中でやはり一つ一つの、今回の決算にも出ますが、やはり入札というシステムを導入しますと、管理者の予定価格に対してそれ以下をつけてしまいますので、適正な数値が出ているというふうに私どもは認識しておりますが、やはりその点のご忠告は肝に銘じて今後の契約等の方法に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、10時35分から本会議を再開いたしますので、よろしく願いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時35分

○大澤芳秋議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで、議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定につきましては、先般決算監査が実施されておりますので、岡田監査委員にその報告をお願いいたします。

岡田監査委員。

○岡田恒雄監査委員 監査委員の岡田でございます。議長から指名をいただきましたので、代表監査委員職務代理者として決算審査についてご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月19日に管理者から付されました平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出決算について、白津委員さんとともにその内容を審査いたしました。

決算書及び附属書類につきましては適正に作成されており、現金出納に伴う諸帳簿、関係書類等を照合した結果、計算数値に誤りはなく、その内容も適切に処理されていることを認めました。

なお、決算審査意見書に記載されておりますが、今後施設整備基金については、新焼却施設の建設を視野に入れ、毎年計画的に積み立てるよう要望いたします。

以上、ご報告申し上げます。

○大澤芳秋議長 どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

引き続き全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時13分

○大澤芳秋議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎議案第17号の質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第11、議案第17号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計決算認定についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可します。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 1点質問を行います。

歳入の13ページで、雑入の埼玉県廃棄物広域処分対策協議会解散返還金1万8,246円計上されています。これまでは18年度の決算を見てみると、協議会負担金1万5,000円が計上されていて、今回これは歳出のほうで18年度はやったりしているのですけれども、19年度で解散をしたということは、どういう経過のもとで解散をしたのか。だから、最終処分場ですから、これがなくなることによりどういう影響があるのか伺います。

以上です。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 答えいたします。

竹田議員さんのご指摘のとおりでございます。先ほども決算でご報告いたしましたが、5年度から合併しまして前後変わりますけれども、59団体が加入していたと、解散時にはですね。それが、この目的は最終処分場の広域処分をするということで、4年度に立ち上がった組織でございまして、ここにおられる構成市町も多大なる負担金をしたというふうに伺っております。今回解散時に約1億500万、解散の分担金がございました。それに対して60.8%の負担金分担金の率が出ました。私ども17年、18年度に加入しておりました人口10万人以上の関係が1万5,000と、これにつきましては構成市町村と協議いたしまして、要するに吉見町、鴻巣市さん、北本さん、今までは中部環境はこのところには加入しておりませんでした。しかしながら、るるその規約を見ていくと、鴻巣市さん、北本市さんは灰に関係していないですから、中部環境が湯澤議員さんのお言葉をとればイニシアチブをとっていますから、そういうものの中で申し上げたところ、埼玉中部環境保全組合で1

万5,000の負担金に変わりました、17年、18年ですね。決算には負担金を払ったのですけれども、なぜ解散されたかという、この広域処分対策協議会は、今現在ご案内のとおり埼玉県環境整備センターですよね、県の灰処分場。それと寄居にある、同じところにある循環工場、資源の、彩の国循環工場がございます。それと、先ほどから言っていますけれども、太平洋セメントさんでセメント原料として稼働している。この3つの施設が順調に稼働しているということで解散に踏み切ったと。

しかしながら、この最終処分場については、もう一つ埼玉県の組織がございます。埼玉県清掃行政研究協議会というものがございます。すべて引き継ぎをすると。ただ予算的にその金額をいただき過ぎたので、端的に言えばいただき過ぎたので、返還しましょうよというのが、今回の返還金でございます。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 ということは、最終処分については非常に大きな役割というか、今後の課題でもあるのですけれども、清掃業務協議会を県が引き続きどうするかということであって、その協議会への負担金というのが基本的に発生しないということで、財政的な負担がないということで受けとめておいてよいのかどうか、確認をします。

○大澤芳秋議長 原事務局長。

○原 勇事務局長 この辺も精査させていただきましたら、1億500万という返還金があるということで、その中の別として、もう一度言いますけれども、埼玉県清掃行政研究協議会、この組織に80万円を再配当、端的に言うとその解散した協議会から80万円という算出だかわかりませんが、80万円はその協議会に出しているというふうに伺っております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

◎議案第18号の採決

○大澤芳秋議長 日程第12、議案第18号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題

といたします。

本件は、先ほど管理者から説明をいただいておりますので、質疑を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第18号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任について同意を求める本件は、これを同意することに決定いたしました。

白津吉英氏の入場を要請いたします。

〔白津吉英氏入場〕

○大澤芳秋議長 それでは、選任同意されました白津吉英氏に監査委員就任のごあいさつをいただきたいと思っております。

○白津吉英監査委員 こんにちは。再び監査委員に選任をされました白津でございます。今私は、埼玉県から茨城、栃木、群馬、長野、新潟ということで6県をまとめております約7,100人の税理士で構成をしております関東信越税理士会の副会長という立場も仰せつかっているものですから、いろいろな関係上この監査関係には命ぜられることが多いわけでありまして。

私、中部環境さんは平成16年につくことにいただきました。4年間やらせていただきました。今回またもう一度やれということで選任をされたということでございますので、従来の4年間の経験を踏まえながら、議会から選出をされます監査委員の方と協力をしながら、その職務を全うしてまいりたいというように思っております。

どうぞひとつ皆様方のご協力を心からお願いをいたしまして、選任されましたことに対するごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

〔白津吉英氏退場〕

◎議員提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 続きまして、議員提出議案が提出されております。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてであります。

提出者は湯澤清訓議員、賛成者は竹田悦子議員、岡田恒雄議員、福島忠夫議員、小柳幸一郎議員、

内野正美議員であります。

それでは、提出議案について湯澤議員に説明を求めます。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、議長の命によりましてご説明させていただきます。

発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則の提出について

埼玉中部環境保全組合議会会議規則（昭和52年組合議会規則第1号）の一部を改正する規則を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び埼玉中部環境保全組合議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成20年10月22日

提出者 埼玉中部環境保全組合議会議員、私、湯澤清訓

賛成者 以下敬称を略させていただきます、埼玉中部環境保全組合議会議員 竹田悦子

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 岡田恒雄

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 福島忠夫

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 小柳幸一郎

賛成者 埼玉中部環境保全組合議会議員 内野正美

埼玉中部環境保全組合 議会議長 大澤芳秋 様

本議案は、地方自治法の一部が改正され、法第100条第12項として議会活動の範囲の明確化が新たに規定され、改正前の第12項以降が繰り下げとなったことに伴い、引用している項番号の整備を図るものであります。

会議規則第89条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改めるものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 提出議案の説明が終わりました。

◎発議第1号の質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第13、発議第1号 埼玉中部環境保全組合議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎管理者あいさつ

○大澤芳秋議長 以上で、本定例会に提出されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

当センターは、地域の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいているところでございますけれども、供用開始して以来25年目を迎えておりまして、施設の老朽化が進んできております。

昨年7月、施設整備検討委員会を設置し、今後の施設整備に向けてご協議をいただいておりますが、現代社会において欠かすことのできない一般廃棄物の処理については、住民生活に支障を来すことのないよう今後の施設整備をしていかなければならないと考えておりますので、議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、諸報告でも申し上げましたが、第2期大間処分場につきましては、6月30日にフロートバイオシステムの設置工事が完了いたしております。大澤議長さん、議会運営委員の皆様のお計らいで、本日議会終了後、視察を予定されているとのことで、大変ありがたく思っております。ぜひごらんをいただきたいと思います。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりますので、議員皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、ますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○大澤芳秋議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第3回（10月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時28分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年10月22日

議 長 大 澤 芳 秋

署 名 議 員 秋 谷 修

署 名 議 員 福 田 悟

署 名 議 員 長 嶋 貞 造